

## 一般財形預金規定

### 第1条（預入れの方法等）

- (1) 一般財産形成預金（以下「この預金」といいます。）は、事業主が年1回以上定期に預金者の給与から1回100円以上を天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預け入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6ヵ月に1回以上通知します。

### 第2条（預金の種類、期間等）

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期間とする一口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。

### 第3条（自動継続等）

- (1) この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期間にその元利金の合計額および最長預入期間に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期間を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前項と同様にします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときは、その最長預入期限）までにその旨を申出てください。

### 第4条（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合には、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額を指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1ヵ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

### 第5条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは、最長預入期限）の前日までの期間について、預入日現在における当金庫所定の次の利率を用いて1年複利の方法で計算します。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……当金庫所定の「2年未満」の利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……当金庫所定の「2年以上」の利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止したときの利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後

の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。

ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(4) この預金を「財形預金共通規定」第4条（預金の解約、書替継続）第1項により満期日前に解約する場合、および第4条第2項および第3項により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、下記の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×50%

④ 1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×70%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とします。

#### 第6条（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」とともに当店に提出してください。

(2) この預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

① 同一口座に複数の預金がある場合には、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。

② 前1号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日（継続したときは、最後の継続日）から解約日までの日数が同じ預金が複数口ある場合は、金額の大きいものから解約します。

(4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合には、その預金全額。

② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合には、次の金額。

A. その預金にかかる払戻請求金額が1万円未満の場合は、1万円。

B. その預金にかかる払戻請求金額が1万円以上の場合には、その払戻請求額。

#### 第7条（財形預金共通規定の適用）

この預金には、本規定の他「財形預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

R3.4.1